

## 市民球場の使用料（R元.10.1～）

※減免（割引）、計算方法等の詳細は、総合体育館（電話0124-24-2525）へお問合せください。

（税込み金額。単位：円）

使用の区分			9時～18時・1時間あたり	左記以外1時間あたり	
専用 使用	アマチュア スポーツに 使用	入場料等を 徴収しない	小・中学生、高校生	660	990
			一般	1,210	1,810
	入場料等を 徴収する	小・中学生、高校生	2,640	3,960	
		一般	4,840	7,240	
使用	アマチュア スポーツの 練習に使用	入場料等を 徴収しない	小・中学生、高校生	330	490
			一般	600	900
	上記以外のス ポーツその他 催物に使用	入場料等を徴収しない		4,840	7,240
		入場料等を徴収する		9,680	14,480

### 備考

- 1 専用使用とは、大会、試合、練習等で当該施設を専用して使用する場合をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう。
- 3 使用時間は、次により計算する。
  - (1) 1時間に満たない場合は、1時間。
  - (2) 1時間を超える場合に、その時間に1時間未満の端数があるときは切上げる。
- 4 市外の利用者による専用使用料は、2倍。
- 5 アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、会場管理及び清掃に要する経費は、利用者の負担。
- 6 使用料は、消費税及び地方消費税を含む額。